

別添1

浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法

改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成9年厚生省告示第111号)における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の詳細については、それぞれ表1、表2のとおりとする。

表1 浸出用液の調製における水質の確認方法

pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、同別表第6、同別表第20又は同別表第22に定める方法
アルカリ度	別紙方法1に定める方法
残留塩素	「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法

表2 浸出液の分析方法

カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	基準検査方法告示の別表第12に定める方法
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5又は同別表第6に定める方法

四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 16 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。) の別添方法 1 及び同別添方法 2 に定める方法
シスー1, 2-ジクロロエチレン 及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第 19 に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 又は同別表第 28 の 2 に

	定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法
有機物（全有機炭素（T O C）の量）	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
エピクロロヒドリン	別紙方法 2 に定める方法
アミン類	別紙方法 4 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
酢酸ビニル	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
スチレン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 2-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法

滴定法

ここで対象とする項目は、アルカリ度である。

1 試 薬

(1) MR 混合溶液

メチルレッド 0.02g 及びプロモクロゾールグリーン 0.1g をエチルアルコール (95v/v%) に溶かして 100ml としたもの
この溶液の有効期間は約 1 か月である。

(2) 炭酸ナトリウム溶液 (0.05mol/L)

炭酸ナトリウム 5.299g を精製水に溶かして 1L としたもの

(3) 硫酸 (0.05mol/L)

硫酸 3ml を精製水約 100ml 中に徐々に加えて、冷後、精製水を加えて 1L としたもの

なお、次に定める操作により硫酸 (0.05mol/L) のファクター (f) を求める。

炭酸ナトリウム溶液 (0.05mol/L) 25ml を白磁皿に採り、数滴の MR 混合溶液を指示薬として加え、硫酸 (0.05mol/L) を用いて液が赤紫色を呈するまで滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正した硫酸 (0.05mol/L) の ml 数 a から次式によりファクターを算定する。

$$\text{ファクター (f)} = 25/a$$

(4) 硫酸 (0.01mol/L)

硫酸 (0.05mol/L) 200/f ml をメスフラスコに採り、精製水を加えて 1L としたもの
この溶液 1ml は、炭酸カルシウムとして 1mg を含む量に相当する。

(5) チオ硫酸ナトリウム溶液 (3g/L)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。

なお、試料に残留塩素が含まれている場合には、あらかじめ試料 100ml にチオ硫酸ナトリウム溶液 (3g/L) を適量加えて残留塩素を除いておく。

4 試験操作

検水 100ml を白磁皿に採り、数滴の MR 混合溶液を加え、硫酸 (0.01mol/L) を用いて液が赤紫色を呈するまで滴定する。これに要した硫酸 (0.01mol/L) の ml 数 b から次式により検水中のアルカリ度 (mg/L) を算定する。

$$\text{アルカリ度 (CaCO}_3\text{)} = b \times 1 \times 1000 / 100$$

ページ・トラップガスクロマトグラフー質量分析法(PT-GC-MS法)

ここで対象とする項目は、エピクロロヒドリン、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンである。

1 試 薬

(1) アスコルビン酸ナトリウム

(2) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(3) メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

(4) 内部標準原液

フルオロベンゼン及び4-ブロモフルオロベンゼンのそれぞれ 0.500g をメチルアルコール 10ml を入れた別々のメスフラスコに採り、メチルアルコールを加えて 100ml としたもの

これらの溶液 1ml は、フルオロベンゼン及び4-ブロモフルオロベンゼンをそれぞれ 5mg 含む。

これらの溶液は、調製後直ちに液体窒素等で冷却しながら 1~2ml のアンプルに小分けし、封入して冷凍保存する。

(5) 内部標準液

内部標準原液をメチルアルコールで 40 倍(内部標準液A)及び 400 倍(内部標準液B)に薄めたもの

2 種類の内部標準物質を使用する場合には、2 種類の内部標準原液をメチルアルコール少量を入れた 1 つのメスフラスコに等量採取し、同様の希釈操作を行う。

この溶液 1ml は、フルオロベンゼン又は 4-ブロモフルオロベンゼンをA液では 0.125mg、B液では 0.0125mg 含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(6) 標準原液

エピクロロヒドリン、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンのそれぞれ 0.500g について、メチルアルコール少量を入れた別々のメスフラスコに採り、メチルアルコールを加えて 10ml としたもの

これらの溶液 1ml は、エピクロロヒドリン、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンをそれぞれ 50mg 含む。

これらの溶液は、調製後直ちに液体窒素等で冷却しながら 1~2ml のアンプルに小分けし、封入して冷凍保存する。

(7) 混合標準液

エピクロロヒドリン、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンのそれぞれの標準原液 1ml ずつをメチルアルコール 10ml を入れたメスフラスコに採り、メチルアルコールを加えて 100ml としたもの

この溶液 1ml は、エピクロロヒドリン、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンをそれぞれ 0.5mg 含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

2 器具及び装置

(1) ねじ口ガラス瓶

容量 40~100ml のもので、ポリテトラフルオロエチレン張りのキャップをしたもの

(2) アンプル

容量 1~2ml のもの

(3) パージ・トラップ装置

ア パージ容器

ガラス製で、5~25ml の精製水及び検水を処理できるもの

イ 恒温槽

30~40°Cに保持できるもの

ウ トラップ管

内径 2mm 以上、長さ 5~30 cm のもので、ステンレス管又はこの内面にガラスを被覆したのにポリ-2,6-ジフェニル-p-ジフェニレンオキサイド、活性炭、シリカゲルを 3 層に充填したもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

エ 脱着装置

トラップ管を 180~200°C の温度に急速に加熱できるもの

オ クライオフォーカス装置

内径 0.32~0.53mm の溶融シリカ管で、-140~-160°C 程度に冷却でき、かつ 200°Cまで加熱できるもの

ただし、クライオフォーカス操作を行わない場合は、この装置を使用しなくてもよい。

(4) ガスクロマトグラフ-質量分析計

ア 分離カラム

内径 0.20~0.53mm、長さ 60~75m の溶融シリカ製のキャビラリーカラムで、内面に 25%フェニル-75%ジメチルポリシロキサンを 1 μm の厚さに被覆したもの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの

イ 分離カラムの温度

対象物質の最適分離条件に設定できるもの

例えば、40°Cから毎分 5°C の速度で上昇させて 180°C とし、更に毎分 15°C の速度で上昇させ、250°C を 1 分間保持できるもの

ウ 検出器

選択イオン測定(SIM) 又はこれと同等以上の性能を有するもの

エ イオン化電圧

電子衝撃イオン化(EI)電圧を 70V にしたもの

オ キャリアーガス

純度 99.999v/v% 以上のヘリウムガス

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したねじ口ガラス瓶に泡立てないように採取し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、残留塩素 1mg に対してアスコルビン酸ナトリウム 0.01~0.02g を加える。

4 試験操作

検水(検水に含まれるそれぞれの対照物質の濃度が表 1 に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したもの)をページ容器に採り、内部標準液Bを検水 5ml に対して $2\mu\text{l}$ の割合で注入する。次いで、ページ・トラップ装置及びガスクロマトグラフー質量分析計を操作し、表 1 に示すそれぞれの対象項目と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、下記 5 により作成した検量線から検水中のそれぞれの対象項目の濃度を算定する。

5 検量線の作成

混合標準液を段階的に少量のメチルアルコールを入れたメスフラスコに採り、それれに内部標準液Aを 1ml 加え、更にメチルアルコールを加えて 10ml とする。精製水を上記 4 と同様に採り、これに段階的に調製した溶液を精製水 5ml に対して $2\mu\text{l}$ の割合で注入する。以下、上記 4 と同様に操作して、それぞれの対象項目と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの対象項目の濃度との関係を求める。

		フラグメントイオン(m/z)	濃度範囲(mg/L)
1	エピクロロヒドリン	57、27	0.0001 ~0.01
2	酢酸ビニル	86、43	0.0001 ~0.01
3	スチレン	104、78	0.00001~0.002
4	1, 2-ブタジエン	54、39	0.00001~0.001
5	1, 3-ブタジエン	54、39	0.00001~0.001
6	N, N-ジメチルアニリン	120、77	0.0001 ~0.01
内部標準物質	フルオロベンゼン	96、97	
	4-ブロモフルオロベンゼン	95、174、176	

ヘッドスペースガスクロマトグラフー質量分析法(HS-GC-MS法)

ここで対象とする項目は、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン及びN,N-ジメチルアニリンである。

1 試 薬

- (1) アスコルビン酸ナトリウム
- (2) 精製水
PT-GC-MS法の1の(2)の例による。
- (3) メチルアルコール
PT-GC-MS法の1の(3)の例による。
- (4) 塩化ナトリウム
測定対象成分を含まないもの
- (5) 内部標準原液
PT-GC-MS法の1の(4)の例による。
- (6) 内部標準液
PT-GC-MS法の1の(5)の例による。
- (7) 標準原液
PT-GC-MS法の1の(6)の例による。
- (8) 混合標準液
PT-GC-MS法の1の(7)の例による。

2 器具及び装置

- (1) ねじ口ガラス瓶
PT-GC-MS法の2の(1)の例による。
- (2) アンプル
PT-GC-MS法の2の(2)の例による。
- (3) バイアル
容量10~100mlのもの
- (4) セプタム
- (5) ポリテトラフルオロエチレンシート
厚さ0.05mm以上のもの
- (6) アルミキャップ
- (7) アルミキャップ締め器
- (8) 恒温槽
60~80°Cに保持できるもの
- (9) ガスクロマトグラフー質量分析計
 - ア 試料導入部
150~250°Cにしたもの
 - イ 分離カラム

PT-GC-MS法の2の(4)アの例による。

ウ 分離カラムの温度

PT-GC-MS法の2の(4)イの例による。

エ 検出器

PT-GC-MS法の2の(4)ウの例による。

オ イオン化電圧

PT-GC-MS法の2の(4)エの例による。

カ キャリアーガス

PT-GC-MS法の2の(4)オの例による。

3 試料の採取及び保存

PT-GC-MS法の3の例による。

4 試験操作

(1) 前処理

バイアルに塩化ナトリウムを検水量10mlに対して3gを入れた後、検水(検水に含まれるそれぞれの対照物質の濃度が表2に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したもの)をバイアル容量に対して0.70~0.85となるように採り、内部標準液Bを検水10mlに対して2μlの割合で注入する。直ちにポリテトラフルオロエチレンシート、セプタム、アルミキャップをのせ、アルミキャップ締め器で固定する。次いで、バイアルを振り混ぜた後、恒温槽で15分間以上静置し、これを試験溶液とする。

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の気相の一定量をガスクロマトグラフ-質量分析計に注入し、表2に示すそれぞれの対象項目と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、下記5により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象項目の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象項目の濃度を算定する。

5 検量線の作成

混合標準液を段階的に少量のメチルアルコールを入れたメスフラスコに採り、それに内部標準液Aを1ml加え、更にメチルアルコールを加えて10mlとする。精製水を上記4(1)と同様に採り、これに段階的に調製した溶液を精製水10mlに対して2μlの割合で注入する。以下上記4(1)及び(2)と同様に操作して、それぞれの対象項目と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの対象項目の濃度との関係を求める。

		フラグメントイオン(m/z)	濃度範囲(mg/L)
1	酢酸ビニル	86、43	0.001~0.01
2	スチレン	104、78	0.0001~0.002
3	1,2-ブタジエン	54、39	0.0001~0.001

4	1, 3-ブタジエン	54、39	0. 0001～0. 001
5	N,N-ジメチルアニリン	120、77	0. 001 ～0. 01
内部標	フルオロベンゼン	96、97	
準物質	4-ブロモフルオロベンゼン	95、174、176	

吸光光度法

ここで対象とする項目は、アミン類である。

1 試薬

- (1) アスコルビン酸ナトリウム
- (2) ホウ酸ナトリウム溶液(1w/v%)
ホウ酸ナトリウム(10水塩)20gを精製水で溶かして1Lとしたもの
- (3) TNBS溶液
2,4,6-トリニトロベンゼンスルホン酸ナトリウム(2水塩)1.2gを精製水に溶かして100mlとしたもの
この溶液は、使用の都度調製する。
- (4) 塩化ナトリウム溶液(30w/v%)
塩化ナトリウム300gを精製水に溶かして1Lとしたもの
- (5) ジクロロメタン
- (6) アミン標準原液
トリエチレンテトラミン1.000gをメスフラスコに採り、精製水に溶かして1Lとしたもの
この溶液1mlは、トリエチレンテトラミン1mgを含む。
- (7) アミン標準液
アミン標準原液を精製水で100倍に薄めたもの
この溶液1mlは、トリエチレンテトラミン0.01mgを含む。
この溶液は、使用の都度調製する。

2 器具及び装置

- (1) ねじ口ガラス瓶
エピクロロヒドリン等(PT-GC-MS法)の2の(1)の例による。
- (2) スキーブ型分液ロート
容量300mlのもの
- (3) 光電分光光度計

3 試料の採取及び保存

エピクロロヒドリン等(PT-GC-MS法)の3の例による。

4 試験操作

1) 前処理

検水200ml(検水に含まれるアミンの濃度が0.25mg/Lを超える場合には、0.01～0.25mg/Lとなるように精製水を加えて200mlに調製したもの)をスキーブ型分液ロートに採り、ホウ酸ナトリウム溶液(1w/v%)10mlを加え、更にTNBS溶液5mlを加えて振り混ぜ、20分間静置する。静置後、塩化ナトリウム溶液(30w/v%)15ml及びジクロロメタン10mlを加えて3分間振り混ぜ、10分間静置する。静置後、分離したジクロロメタン層は液層分離ろ紙でろ過し、ろ液を試験溶液とする。

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一部を吸収セル(10mm)に採り、光電分光光度計を用いて、検水と同様に操作した空試験液を対照として波長415nm付近あるいは340nm付近における吸光度を測定し、下記5により作成した検量線から試験溶液中のアミンの濃度を求め、検水中のアミンの濃度を算定する。

なお、波長340nm付近で測定する場合は、石英製吸収セルを使用する。

5 検量線の作成

アミン標準液を段階的にスケーブ型分液ロートに採り、それぞれに精製水を加えて200mlとする。以上記4(1)及び(2)と同様に操作して、アミンの濃度と吸光度との関係を求める。

固相抽出－ガスクロマトグラフ－質量分析法

ここで対象とする項目は、2,4-トルエンジアミン及び2,6-トルエンジアミンである。

1 試 薬

- (1) アスコルビン酸ナトリウム
- (2) 水酸化ナトリウム溶液(0.4mol/L)
- (3) ヘプタフルオロ酪酸無水物
ガスクロマトグラフ(ECD)用
- (4) 炭酸水素ナトリウム溶液(1w/v%)
- (5) アセトン
- (6) メチルアルコール
- (7) ジクロロメタン
- (8) トルエンジアミン標準原液

2,4-トルエンジアミン及び2,6-トルエンジアミンのそれぞれ0.100gをアセトンに溶かして100mlとしたもの

この溶液1mlは、2,4-トルエンジアミン及び2,6-トルエンジアミンをそれぞれ1mg含む。

この溶液は、冷蔵保存すれば約2週間は安定である。

- (9) トルエンジアミン標準液

トルエンジアミン標準原液をアセトンで100倍に薄めた溶液1mlに、アセトンを加えて100mlとしたもの

この溶液1mlは、2,4-トルエンジアミン及び2,6-トルエンジアミンをそれぞれ0.0001mg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

2 器具及び装置

- (1) 固相カラム

メタクリレートジビニルベンゼン共重合体(ポリメタクリレート系)を200～500mg詰めたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

- (2) ガスクロマトグラフ－質量分析計

ア 試料導入部

試料導入方式に応じて最適温度が設定できるもの

イ 分離カラム

内径0.20～0.53mm、長さ15～60mの溶融シリカ製等のキャピラリーカラムで、内面にジメチルポリシロキサン等を0.1～0.5μmの厚さで被覆したもの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの

ウ 分離カラムの温度

対象物質の最適分離条件に設定できるもの

例えば、60°Cを2分間保持し、毎分12°Cの速度で上昇させ、250°Cを3分間保持できるもの

エ 検出器

選択イオン測定(SIM)又はこれと同等以上の性能を有するもの

オ インターフェース温度

機器の最適条件に設定する。

カ イオン化電圧

電子衝撃イオン化(EI)電圧を70Vにしたもの

キ イオン源温度

機器の最適条件に設定する。

ク キャリアーガス

純度99.999v/v%以上のヘリウムガス

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄した後、乾燥したガラス瓶に泡立てないように採取し、満水にして密栓した後、直ちに試験を行う。直ちに試験できない場合は、冷蔵保存し、速やかに試験を行う。

残留塩素が含まれている場合は、あらかじめ残留塩素1mgに対してアスコルビン酸ナトリウムを0.01~0.02gの割合で加える。

4 試験操作

(1) 前処理

固相カラムにジクロロメタン5ml、メチルアルコール5ml、精製水5mlを順次注入する。次に、検水200ml(検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が0.005mg/Lを超える場合には、0.0005~0.005mg/Lとなるように精製水を加えて200mlに調製したもの)に水酸化ナトリウム溶液(0.4mol/L)を加えてpH11に調整したものを毎分10~20mlの流量で固相カラムに流した後、30分間以上吸引又は窒素を吹き付けて固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムにジクロロメタン5mlを緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶出液にジクロロメタンを加えて正確に5mlとする。これにヘプタフルオロ酪酸25μlを加え、室温で30分間静置する。次に、反応させたジクロロメタン層を目盛付き試験管に採り、炭酸水素ナトリウム溶液(1w/v%)5mlを加えて2分間振盪する。静置後、ジクロロメタン層を別の目盛付き試験管に採り、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、これを試験溶液とする。

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一定量をガスクロマトグラフー質量分析計に注入し、345、317のフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、下記(3)で求めた空試験のピーク高さ又はピーク面積を差し引いた後、下記5により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

(3) 空試験

精製水 200ml を採り、以下上記(1)及び(2)と同様に操作してピーク高さ又はピーク面積を求める。

5 検量線の作成

トルエンジアミン標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて 200ml とする。以下上記 4 (1)及び(2)と同様に操作して、それぞれの対象物質の濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。